

TERMS OF USE

利用規約

第1条(利用規約について)

利用者は、L stay&grow(以下「当施設」という)の利用にあたり、本利用規約(以下「本規約」という)を利用前に確認し、遵守しなくてはならない。また、利用者は本規約に従い、運営者(株式会社マックスバート)の指示のもと当施設を利用しなくてはならない。

第2条(運営者の権利保護)

運営者の権利を侵害する恐れのある申し入れ等が利用者よりあった場合、運営者の意向が優先されることを利用者は了承する。

第3条(反社会的勢力の排除)

- 運営者および利用者は、それぞれの相手側に対し、次の事項を確約する。
 - 自らまたはその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずるもの)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下「反社会勢力」)ではないこと。
 - 利用目的が暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示するためであったり、これらの資金源とするために当施設を利用するなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長し、またはその運営に資するものでないこと。
- 運営者および利用者は、反社会的団体の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確約に依拠して当施設を利用するものであることを確認する。

第4条(利用可能施設)

- 当施設は法定点検日を除き年中無休である。
- 利用者は、当施設及び当施設に付帯する設備を使用できる。但し、この場合の利用料金、その他利用条件については、第7条、第8条、第9条の定めに従う。
- 利用者は、付帯施設のうち一部の施設を利用しない場合にも、利用料金の減額を請求することは出来ない。

第5条(予約申込)

- 当施設の宿泊・日帰り研修の予約申込開始は、利用日の1年前とする。
宿泊研修の場合は利用初日を起算日とする。
- 利用者は申込の際、研修室利用目的、内容を運営者に伝えなければならない。運営者は本規約等に照らし、利用の可否を決定する権限を持つ。
- 当施設の申込は、利用者から申込書の提出後、運営者からの利用承諾書の発行をもって成立とする。
- 仮予約期限を過ぎても利用者が当施設の使用有無を判断できない、または音信不通の場合、運営者は自らの判断において仮予約をキャンセルすることができる。
- 前項によって利用者が被った損害に関して、運営者は一切の責任を負わないものとする。
- 未成年者のみでの申込は、保護者の同意を必要とする。

第6条(利用目的について)

- 利用者は、自らの当施設の利用目的は次のとおりとする。但し、利用者が参加者を特定できるものとしなくてはならない。
 - 非営利目的のビジネスおよび学術振興を主とした展示会、セミナー、研修、会議、講演会、式典、シンポジウム、株主総会等
 - ①の適合にかかわらず、運営者が承認したものである。
- 以下の場合には、運営者は利用者に対し当施設の利用を拒否することができる。
 - 政治団体・反社会的勢力団体・宗教活動またはこれらに類する活動を目的とする場合。
 - 法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する、もしくは反する恐れがある場合。
 - 他のお客等との第三者に迷惑を及ぼす恐れがある場合。
 - 勧誘行為やネットワークビジネス等を行う場合。
 - 利用申込書等申請書類に記載事項の虚偽や、利用目的を不当に変更した場合。
 - 運営者その他当局の指導により、利用が不適当とみなされる場合。
 - 当施設に告知なく、当施設の利用の権利を第三者に譲渡し、または第三者に転貸した場合。
 - 当施設の防音レベルを超えた発声や演奏、音響機器の再生を行なう場合。
 - 当施設での金銭授受を伴う販売行為を行なう場合。
 - その他当施設が好ましくないと判断した場合。

第7条(研修室利用期間)

- 利用期間とは、当施設の研修室において研修の準備のために入室する時刻から研修終了後研修室から退室するまでの期間をいう。
- 研修室の利用可能時間は、原則9:00～22:00までとし、予約単位は別表「料金表」に定める予約枠に従う。

第8条(客室利用時間)

- 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、15:00～翌日10:00とします。但し、連続して宿泊する場合、到着日及び出発日、清掃時間を除き、終日使用できるものとする。
- 当施設は、前項の規定にかかわらず同項に規定する時間外の客室の使用に並びられないことがある。時間外に利用する場合には次に掲げる追加料金「別紙料金表」を申し受ける。

第9条(利用料金および支払い方法)

- 利用者が支払うべき研修室・客室・レストランなどの利用料金は、別表「料金表」に規定するとおりとする。
- 利用者は、利用料金を運営者が指定する方法に従って支払う。なお、支払い方法が銀行振込みの場合、支払いにかかる振込手数料は利用者負担とする。
- 利用者は、予約した利用時間を超過しても当研修室や客室から退室しない場合、利用者は、超過時間に応じて超過料金を支払う。なお、退室遅延により運営者が損害を被った場合、利用者は損害を賠償する。

第10条(料金不払いの場合の措置)

利用者が前条に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかったときは、運営者は延滞料として延滞金額に対して年利14.6%の割合による損害金を請求することが出来る。

第11条(予約キャンセルの場合の措置)

当施設の予約は利用者が予約キャンセルを申し入れ、運営者が了承した時点で終了する。その際、別表「料金表」のキャンセル規定に基づきキャンセル料を申し受ける。

第12条(諸官庁への届出)

利用者は、当施設を利用するに当たって、法令に定められた事項を、利用者の責任と負担において所轄の諸官庁に届出を行い、諸官庁の指示に従う。この場合、利用者は常に届出内容について事前に運営者の承諾を受け、かつ、諸官庁受けた指示の内容を直ちに運営者に通知する。万一、届出不備のための当施設の利用が不可能となった場合、運営者は一切責任を負わない。

第13条(利用開始前および利用中の対応)

- 利用者の代表者は利用期間中、当施設と連絡のとれる状態であること。
- 利用者は、利用日の2週間前までに当施設を利用するに当たって必要な受付、誘導準備について運営者と打ち合わせし決定する。
- 利用者が研修室を利用する際は、利用日の2週間前までにその詳細(スケジュール、プログラム、会場レイアウト、参加人数、宿泊者リスト、案内板位置、利用設備等)について運営者と打ち合わせし決定する。
- 研修室利用期間中、会場レイアウトを変更する際は原則、利用者自身で行うものとする。
- 研修室利用期間中、利用者は研修室の鍵を管理し、研修終了後に運営者に返却する。但し、利用が複数日程にわたる場合、毎日研修終了後に返却するものとする。
- 利用者は貴重品を自らの責任で保管する。万一紛失した場合、運営者は責任を負わないものとする。

第14条(撮影および放映・放送等)

- 利用者は、当施設(研修室内を除く)にて録画、録音又は撮影(以下「撮影等」)をするときは、利用日の2週間前までに撮影等の目的、利用する機材について運営者に申し入れ、運営者の承諾を得る。
- 利用者は撮影等によって作成した映像もしくは画像(以下「映像等」)の放映、上映、放送、配信、出版、製品化など(以下「放映等」)を希望するときは、事前にその詳細を運営者に申し入れ承諾を得る。映像等を二次使用する場合も同様とする。
- 利用者は映像等の放映等を行う場合、当該放映等において当施設の景観および広告物の映像に変更、切除その他の変更を加えることは出来ず、これらの告知の内容および方法は、利用者および運営者が協議して決める。
- 利用者は、書面による運営者の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権利を譲渡し、または放映等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本条の定めを厳守させなければならない。

第15条(研修室への機材持込)

利用者は当施設の研修室に機材等を持込む際は事前に運営者の承諾を得ること。

第16条(レストラン営業時間)

当施設のレストランの営業時間は次の通りとする。
弁当の提供時間もレストランの営業時間に準ずる。

	営業時間	ラストオーダー
朝食	7:00～9:30	9:00
昼食	11:00～14:00	13:30
夕食	17:30～20:00	19:30
懇親会	18:00～22:00のうち2時間	

第17条(アレルギー・食事制限に対する措置)

- 食品アレルギー、宗教上または健康上の理由等で食事制限のある参加者がいる場合、事前に申告の上次の事項に対し、該当の参加者の同意を得ること。
 - すべての提供飲食が同一調理場による調理であること。
 - アレルギーは完全に除去されるのではなく一部残留する可能性があり、スプーンや皿といった食器類については洗浄過程でアレルギーが完全に除去されず残留する可能性があること。
 - 食事について、アレルギー症状が発生しないことを約束するものではないこと。
 - アレルギーの症状が重篤な方の場合、参加者の安全を優先し食事のご提供をお断りする可能性があること。
 - ビュッフェ料理においては低アレルギー食対応していないこと。
 - 4項、5項の場合、お食事のお持込が可能であること。
 - 前項の場合、事前に申請をすること。持込みの食材や料理については、運営側では一切の責任を持たないものとする。

第18条(利用者による医師および看護師の派遣)

- 利用者は、自らの費用と責任で、必要に応じて医師又は看護師を当施設に派遣し、その旨を事前に運営者に報告する。
- 運営者は、事由の如何に拘らず自ら医師又は看護師のいずれも派遣することを要しない。

第19条(禁止事項)

- 利用者は、次の行為をしてはならず、また参加者その他第三者にこれらを行わせてはならない。
- 当施設敷地内で物品の販売、募金、およびチラシその他の宣伝物の配布、掲示、撮影、又はこれに類する行為を行うこと。
 - 当施設敷地内に危険物を持ち込むこと。
 - 当施設敷地内において運営者の許可なく広告および看板のぼり等を設置すること。
 - 当施設敷地内にすでに存する広告又は看板等の取り外しや削除を要求すること。
 - 暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員および関係者を当施設に入場させること。
 - 運営者指定の喫煙所以外の場所で喫煙すること。
 - 当施設内に出入等をとること。また、当施設のレストランに飲食物を持ち込むこと。
 - ゴミを投棄するなど、当施設および近辺に不衛生な状態にすること。
 - 騒音、振動、臭気等を発生するなど当施設および近辺に迷惑となる行為をすること。また、利用者および参加者による振動の発生するであろう行為をすること。
 - 壁、床、器具、その他当施設備品の一切に対し、落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為をすること。また建物、付帯設備への釘打ちおよびガムテープ貼りをするなど。
 - 暴力行為、無謀行為など自己および他人に危険を生じさせる行為をすること。
 - 過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発生するなど心身の健康に支障を来す演出、または博打もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
 - 運営者の承諾なくして収容人数を越える参加者を動員すること、ならびに機械設置等の重量物を設置搬入すること。
 - 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を持ち込むこと。
 - 運営者の保有する画像・名称・連絡先等を無断で使用すること。
 - 火気の使用および調理を無断で行うこと。
 - 運営者の許可なく当施設の名称、ロゴマーク等を印刷物に利用すること。
 - その他、運営者が当施設及び当施設の諸設備の維持又は保全のために禁止した事項。
 - その他、研修室および近辺で参加者およびその他の第三者に迷惑を及ぼす言動および行為ならびに運営者が禁止した事項。

第20条(施設管理権)

- 利用者が前条の定め違反もしくは運営者の注意に従わない場合、運営者はこのものを当施設から退場させることができる。
- 利用者は、当施設において自己の身体および財産について自らの責任でこれを管理する。また、運営者は当施設での盗難、紛失、傷害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。
- 利用者は前項の定めについて、関係者や参加者に周知徹底しなければならない。

TERMS OF USE

利用規約

第21条(付保)

利用者は、研修開催に関連する万一の事故等による損害を補償するため、利用者の責任と負担において保険会社との間にイベント保険などの損害保険や、傷害保険等を締結することが望ましい。なお、運営者が特別に損害保険や傷害保険等への加入が必要と判断する場合は、利用者はその指示に従う。

第22条(運営者の立入権)

運営者は、当施設の維持、保安および管理等のために利用期間内にいつでも研修室等の適宜の場所に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、利用者は運営者が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。

第23条(不可抗力によって利用不可能となった場合の措置)

- 天災地変・疫病・関係諸官庁からの指導・その他不可抗力により利用者が研修の目的に於いて当施設を利用できなくなったと運営者が判断したとき、当施設の予約は終了する。
- 前項の場合、運営者は利用者の被った損害について何等の責任を負わないものとし、利用者は、事由名目の如何を問わず、運営者に対し金銭その他の請求をすることができないものとする。
- 火災警報による音響設備の電源遮断および当施設の機材・設備の故障等により、利用者の初期の目的が達成されなかった場合であっても当施設による利用料金の返還以上の損失補償はしない。

第24条(利用者の損害賠償責任)

- 利用者が当施設を利用するに際して当施設及び当施設の諸設備を汚損又は毀損したときは、利用者は運営者に対し、原状回復のための費用、その他これによって運営者が被った損害を賠償する。
- 利用期間中に参加者およびその他の第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、当施設の設備上の問題に起因する場合を除き、利用者は全て自らの責任と費用にて当該参加者らに対し直接損害を賠償し、運営者の指示に従い謝罪広告の掲載等信用回復のための措置をとり、運営者に対し財産上の負担その他一切の迷惑をかけない。
- 前項の場合、運営者が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、運営者は、直ちに利用者に対し損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第25条(利用開始前および利用中の当施設予約の解除)

- 運営者は利用者が次のいずれかに該当したときは利用者に対し、なんらかの催告することなく直ちに当施設予約を解除することができる。この場合、解除の通知を発信したときに当施設の前および実施中の施設利用は終了とする。
 - 第6条2項及び第19条に該当すると認められたとき。
 - 予約時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - 運営者の信用を毀損する行為があったとき。
 - 運営者が当施設や他の当施設利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると判断したとき。
 - 社会的な道徳又は倫理に反する行為があったとき。
 - 第3条に違反していることが判明したとき。
 - 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - 自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡り処分を受け、または銀行取り消し処分を受けたとき。
 - 営業を廃止し、または解散したとき。
 - 営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 - 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。
 - 研修の内容等により運営者、利用者、第三者の間に紛争を生じる、またはそのおそれがあるとき。
 - その他、利用者が本規約に定める事項を遵守しない場合、または運営者が指示した事項に従わないとき。
- 前項によって当施設の予約を終了および実施を中止したとき、利用者は運営者に対して、利用予定料金総額を支払うとともに、運営者等がこうむった損害を賠償しなければならない。

第26条(研修室利用終了後の措置)

- 利用者は利用終了後、利用者の費用にて研修室に搬入した利用者の設備を搬出し、利用期間満了のときまでに研修室から退室する。
- 釘その他身体に危険を及ぼすおそれのあるものの残置などにより、運営者、その他の第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

第27条(騒音規制等)

利用者は、当施設を利用するにあたり騒音規制に関する法令等および運営者の指示を遵守し、その周辺環境の維持に努めなければならない。

第28条(非常時における対応)

- 利用者は、当施設の利用に際して不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法などを事前に確認するとともに参加者や関係者に対して周知徹底しなければならない。
- 地震、火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者はこれに従い対処し、運営者の指示に従わなくてはならない。

第29条(提出書類)

運営者が必要と判断した場合は、利用者に対し会社案内、全部事項証明書、印鑑証明書等、運営者が指示する書類の提出を求めることができる。

第30条(個人情報保護)

- 運営者は利用者の個人情報(氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先等)を次の目的に利用する。
 - 研修室利用受付
 - 研修室利用予約管理
 - 研修室利用料金請求
 - その他研修室運営にかかわる連絡事項の伝達。
- 運営者は利用目的の範囲で個人情報を第三者(委託先等)に開示する必要がある場合には、個人情報の安全が図られるように委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

第31条(定めのない事項)

本規約に定めのない事項は、誠意を持って両者の協議の上円満に解決する。